

平成 20 年 7 月 31 日

我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状に関する 食品安全委員会委員長談話

1. 我が国では平成 13（2001）年 9 月に BSE 感染牛が確認されて以降、公衆衛生及び家畜衛生の観点から各種対策が強化されてきました。
 2. その後 3 年が経過した平成 16（2004）年 10 月に厚生労働大臣及び農林水産大臣からの要請を受け、平成 17（2005）年 5 月に食品安全委員会は科学的で中立公正な食品健康影響評価を実施し、と畜場における BSE 検査対象月齢を全月齢から 21 ヶ月齢以上に変更した場合、人に対するリスクは、あったとしても非常に低いレベルの増加にとどまると判断いたしました。
 3. 上記の評価結果を受け、牛海綿状脳症対策特別措置法で規定されている、と畜場での BSE 検査対象月齢を 21 ヶ月齢以上に変更してから 3 年になりますが、法的に飼料規制が開始された直後に生まれた 1 頭の牛（平成 14（2002）年 1 月生まれ）^注を除き、平成 13（2001）年 10 月の飼料規制以降に生まれた牛には、現在までのところ 20 ヶ月齢以下も含めて BSE 検査陽性牛は確認されていません。
- 注）延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、ウエスタンブロット法で調べた結果では他の感染牛と比較して 500 分の 1 から 1,000 分の 1 と微量であった。
4. 今回、BSE の発生状況なども含めて、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」をとりまとめましたので、改めて BSE 対策について考える参考にしていただければと思います。